

あきる野市総合福祉センター「秋川ふれあいセンター」の
指定管理者の候補者の審査結果について

【施設の名称】

あきる野市総合福祉センター
秋川ふれあいセンター

【指定期間】

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

【募集・選定の経過】

平成20年

12月 9日（火）～15日（月）

： あきる野市指定管理者選定委員会委員の意見聴取（評価基準票等）

12月10日（水）： 福祉関係施設部会による検討

12月16日（火）： 指定管理者審査要領の決定

12月18日（木）： 指定申請書の提出

平成21年

1月 5日（月）： あきる野市指定管理者選定委員会委員への諮問

1月13日（火）： あきる野市指定管理者選定委員会の審査

1月13日（火）： あきる野市長への答申

1月15日（木）： 指定管理者の候補者の決定

【候補者の審査方法】

候補者の審査は、あきる野市指定管理者選定委員会において提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を行いました。

【審査の対象団体名】

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

※ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、あきる野市社会福祉協議会については、ボランティアやふれあい福祉委員等の地域住民との連携により、積極的に社会福祉事業等の推進を図っており、あきる野市における地域福祉の振興に寄与する団体であると客観的に特定されるため、本施設における候補者の審査の対象団体をあきる野市社会福祉協議会としました。

【審査の結果】

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	団体の経営方針について	3	3	0
2	施設の運営方針について	2	4	0
3	施設の管理運営について	5	1	0
4	人員体制について	2	4	0
5	収支見込みについて	1	5	0
6	苦情処理体制について	3	3	0
7	第三者評価への取組について	4	2	0
8	個人情報の保護対策及び情報公開について	1	5	0
9	危機・安全管理体制について	3	3	0
10	環境への配慮について	1	5	0
11	地域福祉の推進について	3	3	0
12	その他特記したい事項について	2	4	0
13	現在の事業内容について	2	4	0
14	総合評価	3	3	0
評価合計		35	49	0

【候補者とする理由】

あきる野市指定管理者選定委員会における審査結果を基に審議した結果、あきる野市総合福祉センター「秋川ふれあいセンター」の設置目的を効果的に達成することができると認められるため、「社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会」を指定管理者の候補者としました。

【候補者の決定】

あきる野市指定管理者選定委員会の答申を受け、あきる野市総合福祉センター「秋川ふれあいセンター」の指定管理者の候補者を「社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会」に決定しました。